

障害福祉サービス等の質の確保・向上 等について②

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
企画課・障害福祉課

- 障害福祉サービス等の質の確保・向上にあたっては、これまでも、
 - ・ 「指定障害福祉サービス等の人員、設備及び運営に関する基準」などのいわゆる指定基準により、人員配置や設備・運営に関する基準の設定と遵守
 - ・ 都道府県等による指導監査により、事業者に対する当該基準の徹底等
 - ・ 累次の障害福祉サービス等報酬改定における専門職の配置や特別な個別支援の実施などの評価により、事業者の提供するサービスの質の向上に資する取組の促進
 - ・ 障害福祉サービス等情報公表制度（平成28年改正法により創設）により、利用者が個々のニーズに応じた事業所を選択できるようにすることで、質の高いサービスの提供を促進等を実施してきている。
- このような取組を踏まえ、障害福祉サービス等の利用者の多様化や障害福祉サービス等を提供する事業者の増加に対応し、利用者の個々のニーズに応じた良質なサービスを提供する観点から、事業者が提供する障害福祉サービス等の質の確保・向上をより一層図っていくことが重要である。

検討事項（論点）

- 障害福祉サービス等の質の確保・向上等について、利用者のニーズに応じた良質なサービスを提供する観点から、以下の点について検討してはどうか。
 - 1 障害福祉サービス等の質の評価
 - 2 障害福祉サービス等報酬によるサービスの質に係る評価
 - 3 障害福祉サービス等情報公表制度
 - 4 障害福祉分野におけるデータ基盤の整備
 - 5 実地指導・監査の強化

1 障害福祉サービス等の質の評価

- 障害福祉サービス等の指定基準については、省令に基づき、人員、設備及び運営に関する基準がサービスごとに定められている。その中で、指定事業者は「その提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない」とされている。また、放課後等デイサービス・児童発達支援の事業所については、ガイドラインに基づき自己評価・保護者評価を行うこととされている。また、「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成18年厚生労働省告示第395号）」においては、障害福祉サービス等の支援の質の向上のための方策として、事業者から提供されるサービスについて第三者評価を行うことが推奨されているが、現状、社会福祉法に基づく福祉サービス第三者評価の受審実績は限られている。
- 高齢者介護の分野においては、地域に開かれたサービスとすることで、サービスの質を確保することを目的として、認知症グループホームや地域密着型サービス等の指定基準において、第三者を含む運営推進会議を設置し、定期的に運営状況の評価を受けるなどの取組が義務付けられている。
- 一方、これまでの障害者部会の議論では、介護分野の運営推進会議方式は地域に開かれたサービスとすることが主な目的であり、事業者自らが開催することからも客観性を求められる第三者評価としては機能しにくいのではないかと、社会福祉法に基づく福祉サービス第三者評価は受審費用が高く、小規模事業者が受審しにくい、等の指摘があった。
- 上記を踏まえつつ、障害福祉サービス等の質の評価の仕組みについては以下の方向で具体的に検討を進めていくこととしてはどうか。

（基本的考え方）

- 今後、サービスの質の評価についてさらに検討を進める上では、
 - ・ 利用者本人の希望やニーズに十分対応したサービスが提供されているか、
 - ・ 閉鎖的にならず、外部に開かれた透明性の高い事業運営が行われているか、
 - ・ 専門的な知見も踏まえたより質の高い支援や、地域ニーズを踏まえた支援・取組が行われているか、といった視点が重要ではないか。また、サービスの質の評価に関する仕組みを導入するに当たっては、一律の仕組みとするのではなく、こうした視点やサービスごとの特性を踏まえつつ、それぞれのサービスに適した評価の仕組みを検討することが考えられるのではないかと。

(事業運営の透明性を高めるための評価の仕組み)

- 居住や生活の場であり、運営が閉鎖的になるおそれのあるサービス類型については、地域の関係者を含む外部の目を定期的に入れることが、事業運営の透明性を高め、一定の質の確保につながるものと考えられるため、介護分野の運営推進会議を参考とした仕組みを導入することが有効ではないか。
- このため、指定基準において、対象となる事業者に対し、
 - ・ 関係者や関係機関が参画する評価の場（地域連携運営会議（仮称））を定期的を開催し、サービスの提供状況等を報告して会議による評価を受け、必要な助言等を聴く機会を設けること、
 - ・ 当該会議の内容について記録を作成し、公表すること、を義務付ける方向で、その具体的な評価の実施方法や評価基準等の詳細について調査研究を進めることとしてはどうか。また、その検討を進める際には、サービスごとの特性に応じた評価基準等を作成することが必要と考えられるため、まずはグループホームと障害者支援施設について検討していくこととしてはどうか。

(事業所間の学び合いにより地域全体として支援の質を底上げする仕組み)

- 専門的な知見も踏まえたより質の高い支援や、地域ニーズを踏まえた支援が行われているかという観点から、それぞれのサービス内容に通じた専門的な知見を有する者が参画する仕組みが馴染むサービス類型もあると考えられる。特に、通所系・訪問系サービスにおいては、地域の事業所が協働して、中核となる事業所等が中心となって、それぞれの事業所の強み・弱みを分析し、互いの効果的な取組を学び合いながら、地域全体として支援の質の底上げを図る仕組みを検討することとしてはどうか。
- 具体的には、障害児通所支援においては、今通常国会に提出された児童福祉法改正法案により、児童発達支援センターに地域の障害児支援に関する中核的な役割を担わせることとしている。こうした枠組みを活用し、児童発達支援センターにおいて、各事業所における自己評価・保護者評価の結果を集約し、各事業所とともに、それぞれの事業所の強み・弱みを分析し、互いの効果的な取組を学び合いながら、より良い支援の提供につなげていくことを検討する。
- また、計画相談支援及び障害児相談支援については、サービス等利用計画案及び障害児支援利用計画案の作成等を通じて利用するサービスの種類や量の決定に関与するなど、障害者の生活全般に影響を及ぼすこと等から、すでに地域で協働して（基幹相談支援センター等が中心となって）業務やプランの点検（プロセス評価）等に取り組みつつあるところであり、引き続きこうした取組を推進していくこととしてはどうか。

(利用者・地域のニーズに応じたサービス提供であるかという観点からの評価の仕組み)

- 利用者本人の希望やニーズに応じたサービス提供を行うことは、全ての障害福祉サービス等における支援の基本であり、児童発達支援及び放課後等デイサービスについては、すでに事業者の自己評価及び利用者（保護者）評価を指定基準上義務付けており、実施しなかった場合の報酬減算によるペナルティも設けるとともに、評価ガイドラインも示している。このような利用者評価については、全ての障害福祉サービス等において重要なものと考えられ、将来的には、指定基準において実施を求めていくことが考えられるのではないかと。
- ただし、利用者評価についても、評価の参考とするための評価基準をサービス類型ごとに示すことが必要であり、サービスごとに順次検討し、対象を拡大していくこととしてはどうか。その際、まずは上記のとおり、グループホームや障害者支援施設について検討する「地域連携運営会議（仮称）」方式の一環として、利用者からの評価についても当該会議の議題として取り上げることを想定し、検討していくこととしてはどうか。
- また、就労系障害福祉サービスの事業所の中には、地域の人口や働き手が減少する中で、地域の農林水産業と連携した取組が行われ、また、地域住民の食事の場や集いの場となっている事業所もある。このような取組に関しては、農福アワードという形で表彰も行われており、また、障害福祉サービス等報酬により地域と協働した取組を評価する加算も一部で設けられている。障害福祉サービスの事業所が地域・地域住民のニーズに合わせ、応えるように日々の取組を行うことは、人口減少の中で地域共生社会を構築し、また、障害に関する理解と関心を広める上で重要であるだけでなく、地域の活性化にも資することから、このような取組をさらに推進することとしてはどうか。

2 障害福祉サービス等報酬によるサービスの質に係る評価

- サービスの質の評価については、医療・介護分野（診療報酬・介護報酬）においては、ストラクチャー（構造）、プロセス（過程）、アウトカム（結果）の3つの視点からアプローチがなされている。
- こうした視点に基づき、改めて、障害福祉サービス等報酬において整理すると、
 - ・ ストラクチャー指標は、ほぼ全てのサービスにおいて、専門職も含めた人員の配置による加算等を設定
 - ・ プロセス指標は、いくつかのサービスにおいて、特定の個別支援、就労、医療などの関係機関との連携、農福連携などの地域との協働等を実施した場合の加算等を設定
 - ・ アウトカム指標は、就労系サービスなど一部のサービスにおいて、就労定着率など実績に応じた基本報酬の評価や加算の設定が行われている。

- プロセス指標やアウトカム指標は、利用者に対するサービスの内容そのものを一層評価することに資すると考えられる。このため、今後の障害福祉サービス等報酬の改定の検討等に当たっては、ストラクチャー、プロセス、アウトカムの3つの視点を持って、障害福祉サービス等の目的・特性や上記1の方向性も踏まえつつ、プロセスの視点に基づく報酬の評価をより充実させつつ、併せてアウトカムの視点に基づく報酬の評価についても、当該評価手法が適切なサービスについては、その導入について研究・検討をしていくこととしてはどうか。

3 障害福祉サービス等情報公表制度

- 障害福祉サービス等の利用者が、個々のニーズに応じて良質なサービスを選択することができるように、障害者総合支援法において、
 - ・ 事業者は、提供する障害福祉サービス等の情報（サービス等の内容や運営状況等）を都道府県知事並びに指定都市、中核市及び児童相談所設置市の長（以下「都道府県知事等」）へ報告すること
 - ・ 都道府県知事等が当該情報を公表することが義務付けられている。
- 都道府県知事等は、必要があるときは、事業者に対して、報告の内容について調査を行うことができる。また、報告しない、虚偽の報告をした、調査に従わない等の場合には勧告・命令することができ、これに従わない場合は指定取り消し等ができることとなっている。
- 障害福祉サービス等情報の報告、公表にあたっては、利用者等の利便性を確保するために、インターネット上で全国の施設・事業所の障害福祉サービス等情報が閲覧、検索できるよう、独立行政法人福祉医療機構が運営する「障害福祉サービス等情報公表システム」（以下「公表システム」）を通じて一元的に行っている。
- 事業所からの報告内容については、障害者総合支援法施行規則の別表第1号及び第2号並びに児童福祉法施行規則の別表2及び3に掲げる項目とされており、その具体的内容は、障害福祉課長通知において示されており、公表項目には、サービスの質に関するもの（※）がいくつか設定されている。
 - （※）主な項目は次のとおり
 - ・ 利用者の意見を把握する体制、第三者による評価の実施状況等
 - ・ 利用者本位の障害福祉サービス等の質の確保のために講じている措置
 - ・ 障害福祉サービス等の内容の評価、改善等のために講じている措置
 - ・ 障害福祉サービス等の質の確保、透明性の確保等のために実施している外部の者等との連携 等

- また、この情報公表システムは、災害時情報共有システムの基本情報として活用されており、障害福祉サービス等事業所の被害状況を国・地方公共団体が迅速に把握し、必要な支援に繋げるためにも重要な役割を担っている。
- しかしながら、公表率については、82.7%（令和4年3月18日現在）となっており、全ての事業者の公表には至っていない状況である。また、サービスの質に関する公表項目について、その報告内容について特別な確認・検証がされていないことから、公表している事業所であっても記載内容にばらつきがある。また、サービスの質に関する事項など、具体的にどのような内容を書き込むのかわかりにくい項目も散見される。

（公表率向上のための対応）

- こうした現状を踏まえ、利用者への情報公表と災害発生時の迅速な情報共有を図るため、事業所情報の都道府県知事への報告・公表をさらに促進する観点から、
 - ・現状の仕組みにもある報告しない事業者に対する指導監督を徹底する
 - ・指定の更新の際に、指定権者（都道府県、指定都市、中核市）が公表の有無を確実に確認し、都道府県知事への報告・公表ができない理由が特段認められない場合を除き、指定更新の条件とするなどの方法について、指定基準や報酬における対応を含め、検討することとしてはどうか。

（利用者にとってわかりやすい公表のための対応）

- 利用者にとってわかりやすく、良質な事業者の選択に資するようにするため、公表システムの記載内容を検証し、わかりやすい記載内容を抽出した上で、自由記述欄を中心に記入例や実際の記入内容などを例示として示すなど、記載内容のばらつきは是正を図るような取組を進めることとしてはどうか。

4 障害福祉分野におけるデータ基盤の整備

- 近年、データに基づいた政策の企画立案が重視される中で、障害福祉分野においては、国が関係データを包括的に収集・調査分析等する仕組みを持ち合わせていない状況。
- 一方で、介護分野においては、要介護認定情報、介護レセプト等情報の収集等について、既に「介護保険総合データベース」として整備・運用されており、データの利活用による実態把握に基づいた政策の企画立案や報酬改定が行われている。
- 介護保険総合データベースにおいては、介護保険事業計画の作成、実施及び評価等に資するため、介護保険法に以下のような規定が定められている。
 - ・ 市町村は国に対し介護給付費等の情報を提供しなければならないこと
 - ・ 相当の公益性を有する研究等を行う自治体・研究者・民間事業者等の幅広い主体に対して、匿名化された介護保険等関連情報を提供することができること（以下「第三者提供」という。）

（基本的な方向性）

- 障害福祉分野においても、将来的にサービスの質の更なる向上等を図る観点も含め、障害福祉計画の作成、実施及び評価並びに障害者の動向の把握等に資するため、介護保険総合データベースに相当するデータ基盤の整備に取り組んでいるが、その整備にあたっては、介護保険法と同様の仕組みを設けることとしてはどうか。

（収集する情報について）

- 障害福祉分野におけるデータベースにおいては、稼働当初は、障害福祉サービス等の給付費データと障害支援区分認定に係るデータを収集の対象としてはどうか。
- その上で、障害者手帳や補装具などに係る情報の収集については、自治体において、どのように運用・管理されているのかといった現状を明確にした上で、場合によっては運用の見直しやデータクリーニングの実施などを行う必要が生じる可能性があることから、継続して研究・検討をすることとしてはどうか。

(第三者提供について)

- 第三者提供は、データベース稼働時点ではデータの収集状況（データ量や含まれる異常値の状況など）が不透明であること、また、提供の対象とするデータの範囲や申出に対する審査体制についての検討、申出に係る事務処理・審査の基準を定めたガイドラインやサンプリングデータの作成などの事務が必要となることから、データベースの稼働後、2年程度の準備期間をおいての実施とすることとしてはどうか。
- なお、第三者提供においては、医療や介護の情報と連結させた分析を行えるようにする（連結解析に必要となる共通的な紐づけ情報を付加する）ことにより、
 - ・ 重症心身障害児者や精神障害者が、医療と障害福祉サービスをどのように組み合わせて利用しているのか（医療情報との連結）
 - ・ 65歳到達前後でどのようなサービスの利用の仕方に変更し、その給付費用はどのように変化しているのか（介護情報との連結）といった障害福祉分野の情報だけではわからない実態に関する分析を行うことが可能となると考えられる。こうした研究を促進することは、実態に即した質の高いサービスの提供に繋がることが期待されることから、障害福祉分野においても、医療や介護を含む保健医療福祉分野の公的データベースの情報と連結解析が行えるような仕組みを設けることとしてはどうか。

5 実地指導・監査の強化

- 令和3年12月16日の中間整理において、実地指導・監査の強化について、「このため、実地指導・監査の機能についても、その他の質の向上に係る取組と合わせて強化するため、不適切な事業所が多いサービス等の実地指導・監査を重点実施するとともに、都道府県等監査担当職員と専門家の連携など各都道府県等の実地指導・監査の取組好事例や指導監査マニュアルの作成等の実施を検討する必要がある。」とされたが、引き続き実施に向けた検討を進めることとしてはどうか。

1 障害福祉サービス等の質の評価

サービスの質の評価に関する規定

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第171号)(抄)

(指定居宅介護の基本取扱方針)

第二十四条 指定居宅介護は、利用者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じ適切に提供されなければならない。

2 指定居宅介護事業者は、その提供する指定居宅介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等の事業等の人員、設備及び運営に関する基準について(平成18年12月6日障発第1206001号)(抄)

(14) 指定居宅介護の基本取扱方針(基準第24条)

指定居宅介護は、漫然かつ画一的に提供されることがないように、個々の利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて適切に提供されなければならないこととしたものである。

提供された指定居宅介護については、目標達成の度合いや利用者の満足度等について常に評価を行うとともに、居宅介護計画の見直しを行うなど、その改善を図らなければならない。

(※)上記規定が、他のサービス事業者にも同様にあり。

- 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針(平成18年厚生労働省告示第395号)(抄)

4 指定障害福祉サービス等及び指定通所支援等に従事する者の確保又は資質の向上並びに指定障害者支援施設及び指定障害児入所施設等の施設障害福祉サービスの質の向上のために講ずる措置

指定障害福祉サービス等及び指定通所支援等並びに指定障害者支援施設及び指定障害児入所施設等の施設障害福祉サービス(以下「指定障害福祉サービス等支援」という。)の提供に当たって基本となるのは人材であり、国、都道府県、市町村及び指定障害福祉サービス等支援の事業者は、指定障害福祉サービス等支援に係る人材の養成、提供されるサービスに対する第三者による評価等を総合的に推進することが重要である。

(一) (略)

(二) 指定障害福祉サービス等支援の事業者に対する第三者の評価

指定障害福祉サービス等支援の質の向上のための方策として、事業者から提供されるサービスについて、第三者による評価を行うことも考えられる。社会福祉法第七十八条において、社会福祉事業の経営者は、自らその提供する福祉サービスの質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより、常に福祉サービスを受ける者の立場に立って良質かつ適切な福祉サービスを提供するよう努めなければならないこととされているところであり、都道府県は、事業者の求めに応じて、適切な第三者評価が実施できるような体制の整備を行い、第三者評価の制度を積極的に活用するよう支援することが望ましい。

また、障害者総合支援法等一部改正法により、障害福祉サービス等情報公表制度が創設されたことを踏まえ、当該制度の活用により、障害福祉サービス等又は障害児通所支援等を利用する障害者等が個々のニーズに応じて良質なサービスを選択できるようにするとともに、事業者によるサービスの質の向上を図ることが重要である。このため、都道府県においては、事業者に対して制度の周知を図るとともに、より多くの利用者や相談支援専門員等が当該制度を活用できるよう、利活用しやすい仕組み作りや普及及び啓発に向けた取組を実施していくことが必要である。

認知症グループホーム等における質の確保の取組

社保審一介護給付費分科会

第193回 (R2.11.16)

資料6

運営推進会議等の概要

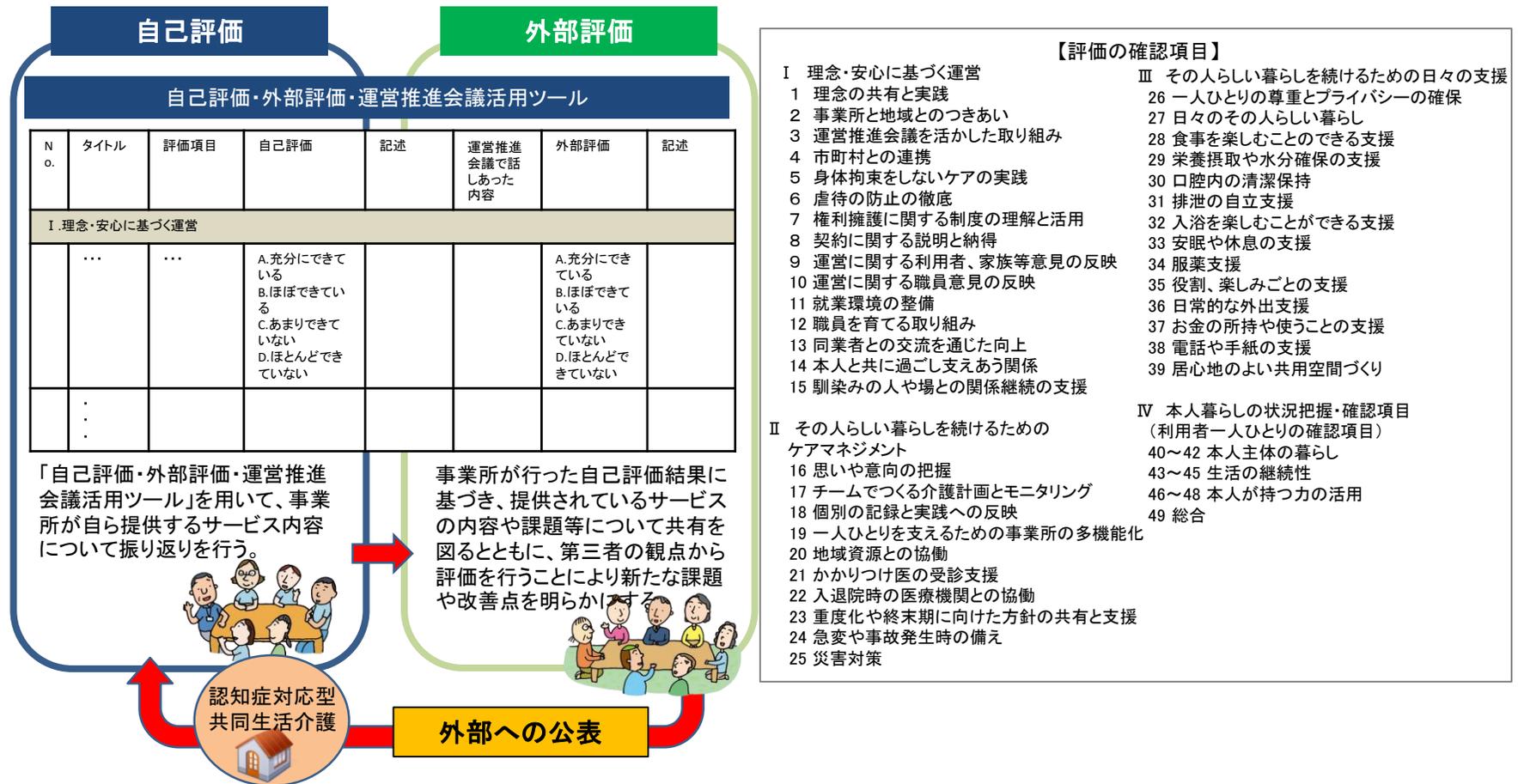
- 各地域密着型サービス事業者が、利用者、市町村職員、地域の代表者等に対し、提供しているサービス内容等を明らかにして、事業者による利用者の「抱え込み」を防止し、地域に開かれたサービスとすることで、サービスの質を確保することを目的として、自ら設置すべきもの。

対象サービス (介護予防を含む) (※1)	定期巡回・随時対応型 訪問介護看護	小規模多機能型居宅介護 看護小規模多機能型居宅介護 認知症対応型共同生活介護 地域密着型特定施設入居者生活介護 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	地域密着型通所介護 療養通所介護(※2) 認知症対応型通所介護
会議の名称	介護・医療連携推進会議	運営推進会議	
構成員	利用者、利用者の家族、地域住民の代表者(町内会役員、民生委員、老人クラブの代表等)、市町村の職員又は地域包括支援センターの職員、有識者 ※介護・医療連携推進会議では、加えて地域の医療関係者(地方医師会の医師等、地域の医療機関の医師やソーシャルワーカー等) ※有識者は、学識経験者である必要はなく、高齢者福祉や認知症ケアに携わっている者等も含め、そのサービスについて知見を有する者として、客観的、専門的な立場から意見を述べるができる者		
開催頻度	概ね6月に1回以上	概ね2月に1回以上	概ね6月に1回以上(※2)
会議の内容	事業者は、サービスの提供状況等を報告し、会議による評価を受け、必要な要望、助言等を聴く機会を設ける		
記録の作成と公表	報告、評価、要望、助言等についての記録を作成し、記録を公表(事業者の義務)		
合同開催について	複数の事業所の合同開催について、以下の要件を満たす場合に認める。 i 利用者及び利用者家族については匿名とするなど、個人情報・プライバシーを保護すること。 ii 同一の日常生活圏域内に所在する事業所であること。 iii 合同して開催する回数が、1年度に開催すべき介護・医療連携推進会議や運営推進会議の開催回数の半数を超えないこと。 iv 外部評価を行う介護・医療連携推進会議や運営推進会議は、単独開催で行うこと。		

※1 夜間対応型訪問介護は、対象サービスではない。※2 療養通所介護の開催頻度は、概ね12月に1回。

認知症対応型共同生活介護 運営推進会議での自己評価及び外部評価【イメージ】

- 認知症対応型共同生活介護事業所は、自らその提供する認知症対応型共同生活介護の質の評価（自己評価）を行い、これを運営推進会議においてチェックし、公表することができる仕組みとする。
- その上で、客観的な評価能力を担保するため、「第三者による評価」として行う運営推進会議には、構成員として市町村や地域包括支援センター等の公正・中立な立場にある第三者を参加させることを求める。



放課後等デイサービスガイドラインの主な内容

総則

- ◆ **ガイドラインの趣旨**
- ◆ **放課後等デイサービスの基本的役割**
子どもの最善の利益の保障／共生社会の実現に向けた後方支援／保護者支援
- ◆ **放課後等デイサービスの提供に当たっての基本的姿勢と基本活動**
基本活動： 自立支援と日常生活の充実のための指導訓練／創作活動／地域交流／余暇の提供
- ◆ **事業所が適切な放課後等デイサービスを提供するために必要な組織運営管理**

設置者・管理者向け ガイドライン

児童発達支援管理責任者 向けガイドライン

従業者向け ガイドライン

- ◆ **子どものニーズに応じた適切な支援の提供と支援の質の向上**
環境・体制整備／P D C Aサイクルによる適切な事業所の管理／従業者等の知識・技術の向上
放課後等デイサービス計画に基づく適切な支援／関係機関や保護者との連携
- ◆ **子どもと保護者に対する説明責任等**
運営規程の周知／子どもと保護者に対する、支援利用申請時・利用開始時の説明／
保護者に対する相談支援等苦情解決対応／適切な情報伝達手段の確保／地域に開かれた事業運営
- ◆ **緊急時の対応と法令遵守等**
緊急時対応／非常災害・防犯対策／虐待防止／身体拘束への対応
衛生・健康管理／安全確保／秘密保持等

放課後等デイサービスガイドラインに基づく自己評価等

保護者等向け 放課後等デイサービス評価表		資料3-2		
チェック項目	はい	どちらか に該当	いいえ	特記事項
① 子どもの活動等のスペースを十分に確保しているか				
② 職員の配置数は適切であるか				
③ 事業所の設備等について、スロープや手すりの設置などバリアフリー化の配慮が適切になされているか				
④ 子どもと保護者のニーズや課題を客観的に分析した上で、支援計画を作成しているか				
⑤ 活動プログラムが固定化しないよう工夫しているか				
⑥ 放課後児童クラブや児童館との交流や障害のない子どもと活動する機会があるか				
⑦ 支援の内容、利用者負担等について十分な説明があったか				
⑧ 日頃から子どもの状況を保護者と合い、子どもの発達状況や課題で共通理解を持っているか				
⑨ 保護者に対して面談や育児に聞き等の支援を行っているか				
⑩ 父母の会の活動を支援したり、等を開催する等により保護者協力を支援しているか				
⑪ 子どもや保護者からの苦情や対応の体制を整備するとともに周知・説明し、苦情があっても速かつ適切に対応しているか				
⑫ 障害のある子どもや保護者との連絡や情報伝達のための配慮しているか				
⑬ 定期的に会報やホームページや行事予定、連絡体制に関する自己評価の結果を保護者に対して発信しているか				
⑭ 緊急時対応マニュアルを策定し、保護者に周知しているか				
⑮ 非常災害の発生に備え、必要となる対応が可能な体制を整備しているか				
⑯ 事業所の支援に満足しているか				

事業者向け 放課後等デイサービス自己評価表		資料3-3		
チェック項目	はい	どちらか に該当	いいえ	特記事項
① 利用定員が指導員・職員等スペースとの関係で適切であるか				
② 職員の配置数は適切であるか				
③ 事業所の設備等について、バリアフリー化の配慮が適切になされているか				
④ 業務改善を進めるためのPDCAサイクルを回しているか				
⑤ 保護者等向け利用者評価表を活用する等によりアンケート調査を実施しているか				
⑥ この自己評価の結果を、事業所の会報やホームページ等で公開しているか				
⑦ 第三者による外部評価を行い、評価結果を業務改善につなげているか				
⑧ 職員の資質の向上を行うために、研修の機会を確保しているか				
⑨ アセスメントを適切に行い、子どもと保護者のニーズや課題を客観的に分析し、放課後等デイサービス計画を作成しているか				
⑩ 子どもの適応行動の状況を把握するために、標準化されたアセスメントツールを使用しているか				
⑪ 活動プログラムの立案をチームで行っているか				
⑫ 活動プログラムが固定化しないよう工夫しているか				
⑬ 平日、休日、長期休暇に応じて、課題をきめ細やかに設定して支援しているか				
⑭ 子ども状況に応じて、個別活動と集団サービスを適宜組み合わせ放課後等デイサービス計画を作成しているか				
⑮ 支援開始前には職員間で必ず打合せをし、その日行われる支援の内容や役割分担について確認しているか				
⑯ 支援終了後には、職員間で必ず打合せをし、気付いた点等を共有しているか				
⑰ 日々の支援に関して正しく記録をとっているか				
⑱ 定期的にモニタリングを行い、放課後等デイサービス計画の見直しを必要とするか				

「事業者向け放課後等デイサービス自己評価表」と、より簡素な「保護者等向け放課後等デイサービス評価表」を作成

想定される自己評価の流れ

- ① 保護者へのアンケート調査
- ② 事業所職員による自己評価
- ③ 事業所全体としての自己評価
- ④ 自己評価結果の公表
- ⑤ 支援の改善



平成30年度障害福祉サービス等報酬改定の際に、放課後等デイサービスガイドラインを活用し、事業者による支援の質の自己評価を行い、障害児の保護者による評価を受け、支援の質の改善を図ることとし、その評価及び改善の内容を公表することを義務づけ

【参考】社会福祉法に基づく福祉サービス第三者評価事業について

(1) 制度上の位置づけ

福祉サービス第三者評価は、社会福祉法に定められている福祉サービスを対象に、任意の制度として、平成16年度より実施。

- ※ 社会的養護関係施設では、サービスの特性から、3年に1回の受審が義務づけられている。
- ※ 地域密着型サービス(認知症対応型共同生活介護と小規模多機能型居宅介護)については、介護サービス外部評価制度の受審が義務づけられており、それを受審することで、福祉サービス第三者評価を受けたものと見なされる。

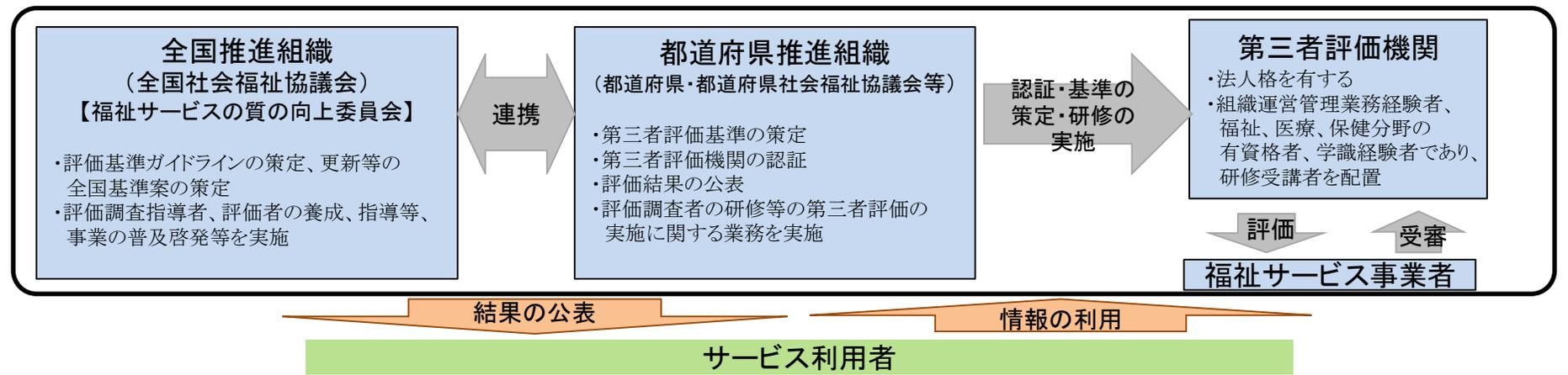
(2) 評価機関認証件数等(全国推進組織(全国社会福祉協議会)調べ、令和元年度末時点)

- 評価機関認証件数 415件
- 評価調査者養成数(研修終了者) 439名
- 評価調査者数(研修終了者) 14,773名

(3) 評価結果の活用状況

- 受審施設・事業所における第三者評価結果の活用は、自主性に委ねられている。
- 第三者評価結果は、通知上、受審施設・事業所の同意に基づき評価機関が公表、さらに都道府県推進組織へ報告することとされている。報告を受けた都道府県推進組織は、評価結果を公表することとされている。また、地域住民等への評価結果の周知等に努めることとされている。
- 第三者評価結果の公表内容は、特に評価の高い点や改善点を示した総評及び各評価項目についての3段階評価結果とその判定理由が標準であるが、各都道府県によりその内容は異なっている。
- 受審施設・事業所自らが評価結果を公表することについては任意となっている。
- 第三者評価を受審し、結果を公表している施設・事業所は措置費等の弾力運用や、監査の頻度緩和の要件とすることができる。

第三者評価制度の仕組み



障害福祉分野における福祉サービス第三者評価の受審について

(1) 評価項目

【共通評価基準】 全45項目

- ①理念、基本方針の明文化・周知 ②事業経営をとりまく環境と経営状況の把握・分析 ③経営課題の明確化と具体的な取組
- ④中・長期的なビジョンを明確にした事業計画の策定 ⑤中・長期計画を踏まえた単年度計画の策定 ⑥事業計画に係るPDCAと職員の理解
- ⑦事業計画の利用者等への周知 ⑧福祉サービスの質の向上に向けた取組 ⑨評価結果に基づく課題の明確化・改善策の実施
- ⑩管理者の役割・責任の明確化 ⑪法令の正しい理解の促進 ⑫サービスの質向上に関する指導力発揮 ⑬経営改善に関する指導力発揮
- ⑭福祉人材確保に関する計画の確立 ⑮総合的な人事管理 ⑯働きやすい職場づくり ⑰職員の育成 ⑱職員の教育・研修の実施
- ⑲職員の教育・研修機会の確保 ⑳専門職の研修・育成についての取組
- ㉑運営の透明性確保のための情報公開 ㉒公正かつ透明性の高い適正な経営・運営
- ㉓利用者と地域との交流 ㉔ボランティア等の受入れ ㉕関係機関等との連携 ㉖地域の福祉ニーズの把握 ㉗ニーズに基づく公益的事業活動
- ㉘利用者を尊重したサービス提供 ㉙利用者のプライバシー保護への配慮 ㉚利用希望者に対するサービス選択に必要な情報の提供
- ㉛サービス利用開始・変更時の利用者への説明 ㉜事業所の変更や家庭への移行時のサービスの継続性への配慮
- ㉝利用者満足向上のための取組 ㉞苦情解決の仕組みの確立 ㉟利用者が相談しやすい環境整備 ㊱利用者の相談等に対する迅速な対応
- ㊲リスクマネジメント体制の構築 ㊳感染症の予防・発生時における利用者安全確保の取組 ㊴災害時における利用者安全確保の取組
- ㊵・㊶サービスの標準的な実施方法の文書化・見直し ㊷・㊸アセスメントに基づく個別支援計画の策定・定期的な評価・見直し
- ㊹サービス実施状況の記録・職員間の共有 ㊺利用者に関する記録の管理体制

【内容評価基準(障害者・児福祉サービス版)】 全19項目

- ①自己決定を尊重した個別支援と取組 ②権利擁護に関する取組の徹底
- ③自律・自立生活のための支援 ④心身の状況に応じたコミュニケーション手段の確保 ⑤意思を尊重する支援としての相談
- ⑥個別支援計画に基づく日中活動と利用支援 ⑦障害の状況に応じた適切な支援 ⑧個別支援計画に基づく日常生活支援
- ⑨快適性と安心・安全に配慮した生活環境 ⑩心身の状況に応じた機能訓練・生活訓練 ⑪健康管理の適切な実施 ⑫医療的な支援の適切な提供
- ⑬社会参加や学習のための支援 ⑭地域生活への移行や地域生活のための支援 ⑮家族等との連携・交流、家族支援
- ⑯子どもの状況に応じた発達支援 ⑰利用者の働く力を尊重した就労支援 ⑱利用者に応じた仕事内容の配慮 ⑲就職活動の支援、定着支援等

(2) 主な受審状況

	令和2年度受審数		令和2年度受審数
居宅介護	8	放課後等デイサービス	12
生活介護	176	障害児入所施設(福祉型)	25
自立訓練(機能訓練・生活訓練)	10	障害児入所施設(医療型)	11
就労移行支援	21		
就労継続支援(A型)	28		
就労継続支援(B型)	204		
共同生活援助	373		
障害者支援施設(施設入所支援+日中活動事業)	140		

2 障害福祉サービス等報酬による サービスの質に係る評価

サービスの質の向上・評価に向けたこれまでの取組

質に関するアプローチ手法について

- 質の評価については、先行する医療・介護分野においても、以下の3つの視点からアプローチしていくことが一般的である。

ストラクチャー(構造)	必要な人的、物的、財政的資源	(例)人員配置基準、報酬の配置要件 等
プロセス(過程)	事業者と利用者との間の相互作用	(例)計画の策定、ケアの内容に応じた評価 等
アウトカム(結果)	サービスによる利用者の状態変化	(例)地域移行 等

これまでの障害福祉サービスにおける評価の取組

- これまで実施されてきた取組をストラクチャー、プロセス、アウトカム指標に分類すると、以下のとおり。

主な取組	ストラクチャー指標	プロセス指標	アウトカム指標
障害福祉サービス事業所に係る指定基準	・人員に関する基準 ・設備に関する基準 等	・運営に関する基準 (個別計画の策定等)	—
障害福祉サービス事業所に係る指導監査	・基準の違反について指導監査	・計画内容に関する指導 等	—
情報公表制度	・人員、設備等に関する情報の公表	・サービスの特色、提供実績、苦情相談の取組 等(自己評価)	—
障害報酬による評価	・人員配置に関する加算	・サービスの質向上に関する施策への取組状況 等	・一部報酬における成果指標 (工賃、地域移行者数、など)

障害報酬における質の評価に係る主な取組①

		ストラクチャー指標	プロセス指標	アウトカム指標
訪問系	訪問系共通	<ul style="list-style-type: none"> ・特定事業所加算（研修の計画的実施、介護福祉士の割合等） 		
	居宅介護		<ul style="list-style-type: none"> ・福祉専門職等連携加算（社会福祉士等と連携したアセスメント） ・地域生活支援拠点等に係る加算 	
日中活動系	短期入所	<ul style="list-style-type: none"> ・常勤看護職員等配置加算（常勤看護職員の配置） ・栄養士配置加算（栄養士の配置） ・重度障害児・障害者対応支援加算（重度障害児者が利用者の50%以上） ・重度障害者支援加算（上乘せ分）（研修修了者が支援） 	<ul style="list-style-type: none"> ・医療的ケア対応支援加算（医ケアを必要とする利用者の受け入れ） ・医療連携体制加算（Ⅳ）～（Ⅷ）（※他のサービスも同様） 	
	生活介護	<ul style="list-style-type: none"> ・重度障害者支援加算（研修終了者の配置） ・人員配置体制加算（直接処遇職員を一定数配置） ・福祉専門職員配置等加算（社会福祉士等の割合） ・常勤看護職員等配置加算（常勤看護職員の配置） ・視覚・聴覚言語障害者支援体制加算（意思疎通の専門職員の配置かつ視聴覚言語障害者が一定数利用） ・重度障害者支援加算（研修修了者による支援） 	<ul style="list-style-type: none"> ・常勤看護職員等配置加算（Ⅱ）（Ⅲ）（常勤看護職員の配置かつ医ケアを要する利用者の受け入れ） ・リハビリテーション加算（リハビリテーション実施計画の作成） 	<ul style="list-style-type: none"> ・就労移行支援体制加算（就労定着者数の実績）
施設系	施設入所支援	<ul style="list-style-type: none"> ・夜勤職員配置体制加算（夜勤職員数） ・夜間看護体制加算（夜勤配置体制加算を算定している場合に、生活支援員に代えて看護職員を配置） ・視覚・聴覚言語障害者支援体制加算（意思疎通の専門職員の配置かつ視聴覚言語障害者が一定数利用） ・重度障害者支援加算（研修修了者による支援） 	<ul style="list-style-type: none"> ・経口移行加算・経口維持加算・口腔衛生管理加算（経口移行計画・経口維持計画の策定、施設の口腔ケアマネジメント計画を作成の上で個々の口腔ケアを実施） ・地域移行加算（退所する利用者に退所後に関する支援） ・地域生活移行個別支援特別加算（刑務所出所者等に相談援助や個別支援等を実施） 	
		<ul style="list-style-type: none"> ・自立生活支援加算（退居する利用者に連絡調整等を実施） ・地域生活移行個別支援特別加算（刑務所出所者等に相談援助や個別支援等を実施） ・精神障害者地域移行特別加算（精神障害者に相談援助や個別支援等を実施） ・強度行動障害者地域移行特別加算（強度行動障害者に相談援助や個別支援等を実施） ・通勤者生活支援加算（金銭管理や対人関係の調整などに関する支援を実施） ・医療的ケア対応支援加算（医ケアを必要とする利用者の受け入れ） 		
居住支援系	共同生活援助	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉専門職員配置等加算（社会福祉士等の割合） ・視覚・聴覚言語障害者支援体制加算（意思疎通の専門職員の配置） ・夜間支援等体制加算（夜間支援従事者の配置） ・夜勤職員加配加算（夜間支援従事者の加配） ・重度障害者支援加算（生活支援員の加配や研修修了者の配置） ・看護職員配置加算（看護職員の配置） 	<ul style="list-style-type: none"> ・自立生活支援加算（退居する利用者に連絡調整等を実施） ・地域生活移行個別支援特別加算（刑務所出所者等に相談援助や個別支援等を実施） ・精神障害者地域移行特別加算（精神障害者に相談援助や個別支援等を実施） ・強度行動障害者地域移行特別加算（強度行動障害者に相談援助や個別支援等を実施） ・通勤者生活支援加算（金銭管理や対人関係の調整などに関する支援を実施） ・医療的ケア対応支援加算（医ケアを必要とする利用者の受け入れ） 	

障害報酬における質の評価に係る主な取組②

		ストラクチャー指標	プロセス指標	アウトカム指標
訓練系	就労継続支援 (A型)	<ul style="list-style-type: none"> 福祉専門職員配置等加算(社会福祉士等の割合) 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算(意思疎通の専門職員の配置) 	<ul style="list-style-type: none"> 賃金向上達成指導員配置加算(指導員を配置し、利用者のキャリアアップを図るための措置を実施) 社会生活支援特別加算(刑務所出所者等に相談援助や個別支援等を実施) 	<ul style="list-style-type: none"> スコアに応じた基本報酬 就労移行支援体制加算(就労定着実績に応じた加算) 就労移行連携加算(就労移行支援への移行を支援した場合に加算)
	就労継続支援 (B型)	<ul style="list-style-type: none"> 福祉専門職員配置等加算(社会福祉士等の割合) 目標工賃達成指導員配置加算(指導員の配置) 視覚・聴覚言語障害者地域と協働した取組を実施し、参加した利用者数に応じて加算支援体制加算(意思疎通の専門職員の配置) 	<ul style="list-style-type: none"> ピアサポート実施加算(ピアサポーターを配置し、利用者に支援を行った場合に加算) 地域協働加算() 社会生活支援特別加算(刑務所出所者等に相談援助や個別支援等を実施) 	<ul style="list-style-type: none"> 平均工賃月額に応じた基本報酬 就労移行支援体制加算(就労定着実績に応じた加算) 就労移行連携加算(就労移行支援への移行を支援した場合に加算)
障害児通所系	児童発達支援・放課後等デイサービス	<ul style="list-style-type: none"> 児童指導員等加配加算(児童指導員等の有資格者等の加配) 看護職員加配加算(看護職員の加配) 福祉専門職員配置等加算(社会福祉士等の割合) 特別支援加算(理学療法士等の配置) 	<ul style="list-style-type: none"> 関係機関連携加算(関係機関と連携して個別支援計画作成等) 特別支援加算(計画的な訓練等を評価) 強度行動障害児支援加算(強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)を修了した者を配置し、強度行動障害を有する障害児を支援) 	<ul style="list-style-type: none"> 保育・教育等移行支援加算(退所して保育所等に通う実績を評価)
障害児入所系	福祉型障害児入所施設	<ul style="list-style-type: none"> 職業指導員加算(職業指導員の配置) 心理担当職員配置加算(心理担当職員の配置) 看護職員配置加算(看護職員の配置) 児童指導員等加配加算(児童指導員等の有資格者等の加配) 福祉専門職員配置等加算(社会福祉士等の割合) 栄養士配置加算(栄養士の配置) ソーシャルワーカー配置加算(ソーシャルワーカーの配置) 	<ul style="list-style-type: none"> 小規模グループケア加算(家庭的な環境でのケア) 重度障害児支援加算(重度障害児に一定の基準を満たす施設で支援) 自活訓練加算(自活に向けた訓練を行う) 	
相談系	計画相談支援・障害児相談支援	<ul style="list-style-type: none"> 行動障害支援体制加算(専門的な相談支援専門員の配置) 要医療児者支援体制加算(専門的な相談支援専門員の配置) 精神障害者支援体制加算(専門的な相談支援専門員の配置) 主任相談支援専門員配置加算(常勤専従の主任相談支援専門員を配置し、当該職員による人材育成の取組の実施) ピアサポート体制加算(ピアサポーターの配置) 	<ul style="list-style-type: none"> 機能強化型(継続)サービス利用支援費(相談支援専門員の配置や質の向上のための取組等について手厚い体制を確保し、人材育成や地域連携等の業務を実施) 集中支援加算(基本報酬算定月以外の訪問、会議開催、会議参加による支援) 退院・退所加算(退院・退所時に関係機関連携の上、サービス等利用計画を作成) 居宅介護支援事業所等連携加算(サービス終了に伴う他機関へのつなぎのための情報提供、訪問、会議参加による支援) 医療・保育・教育機関等連携加算(関係機関と面談・協議の上、サービス等利用計画を作成) 	

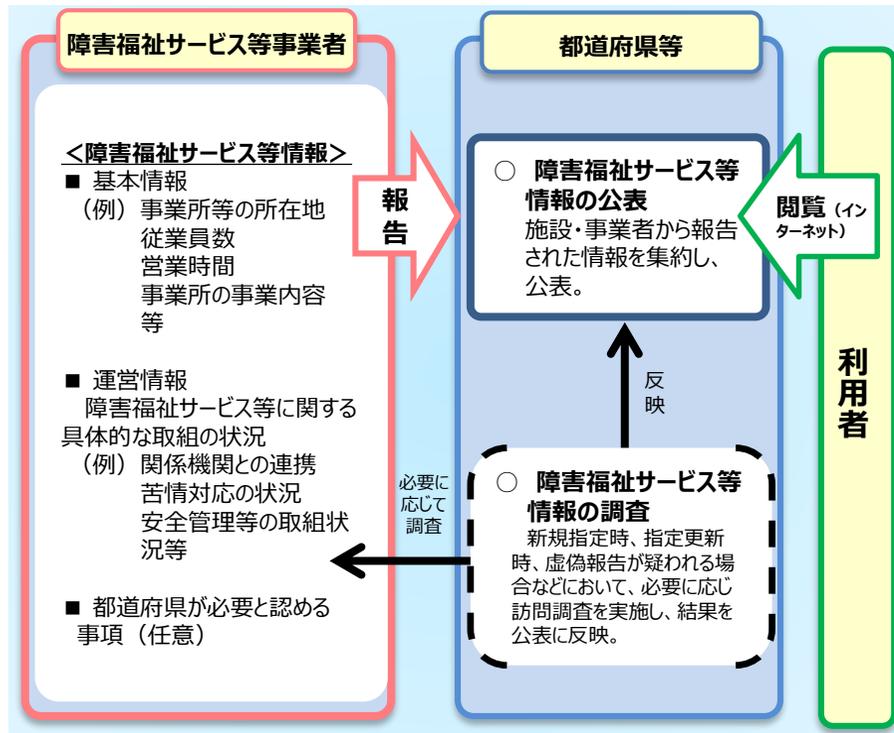
3 障害福祉サービス等情報公表制度

障害福祉サービス等情報公表制度の概要

趣旨・目的

- 障害福祉サービス等を提供する事業所数が大幅に増加する中、利用者が個々のニーズに応じて良質なサービスを選択できるようにするとともに、事業者によるサービスの質の向上が重要な課題となっている。
- このため、平成28年5月に成立した障害者総合支援法及び児童福祉法の一部を改正する法律において、利用者による個々のニーズに応じた良質なサービスの選択に資すること等を目的として、①事業者に対して障害福祉サービスの内容等を都道府県知事へ報告することを求めるとともに、②都道府県知事が報告された内容を公表する仕組みを創設した。（平成30年4月施行）。

【制度概要】



【HP画面】

The screenshots show the user interface of the website for searching and viewing information about disability welfare services.

- Search Page:** Features a search bar, a list of prefectures (北海道, 青森, 秋田, 岩手, 宮城, 山形, 福島, 新潟, 茨城, 栃木, 群馬, 埼玉, 千葉, 東京都, 神奈川県, 静岡県, 愛知県, 岐阜県, 静岡県, 愛知県, 三重県, 滋賀県, 京都府, 大阪府, 兵庫県, 奈良県, 和歌山県, 徳島県, 香川県, 岡山県, 広島県, 山口県, 福岡県, 佐賀県, 熊本県, 鹿児島県, 沖縄県), and search filters for location, legal entity, and business name.
- Business Details Page:** Shows detailed information for a specific business, including its location (東京都港区), contact information (03-1234-5678), and a list of services provided.

障害福祉サービス等情報公表制度の公表事項①

基本情報

1 事業所等を運営する法人等に関する事項

「法人等の名称、主たる事務所の所在地及び電話番号その他の連絡先」、「法人等の代表者の氏名及び職名」、「法人等の設立年月日」、「法人等が都道府県内で実施するサービス」

2. 障害福祉サービス等を提供し、又は提供しようとする事業所等に関する事項

「事業所等の名称、所在地及び電話番号その他の連絡先」、「従たる事業所の有無」、「指定事業所番号」、「事業所等の管理者の氏名及び職名」、「事業の開始年月日若しくは開始予定年月日及び指定を受けた年月日」、「事業所等までの主な利用交通手段」、「事業所等の財務状況（財務諸表等による直近年度の決算資料）」、「社会福祉士及び介護福祉士法第48条3に規定する登録喀痰吸引等事業者」

3. 事業所等においてサービスに従事する従業者に関する事項

「職種別の従事者の数、勤務形態、労働時間、従業者1人当たりの利用者数等」、「従業者の当該報告に係る障害福祉サービス等の業務に従事した経験年数等」、「従業者の健康診断の実施状況」、「従業者の教育訓練のための制度、研修その他の従事者の資質向上に向けた取組の実施状況」

4. 障害福祉サービス等の内容に関する事項

「事業所等の運営に関する方針」、「サービスを提供している日時」、「事業所等が通常時に障害福祉サービス等を提供する地域」、「サービスの内容等」、「サービスを提供する事業所、設備等の状況」、「障害福祉サービス等の利用者への提供実績」、「利用者等からの苦情に対する窓口等の状況」、「障害福祉サービス等の提供により賠償すべき事故が発生したときの対応の仕組み」、「障害福祉サービス等の提供内容に関する特色等」、「利用者等の意見を把握する体制、第三者による評価の実施状況等

※サービス別の項目【生活介護】平均工賃、【短期入所】長期利用者数、【共同生活援助】退居者数、【自立生活援助、自律訓練】標準利用期間を超える利用者数、【就労移行支援、就労継続支援A・B型】一般就労への移行者数、定着者数、【就労移行支援】一般就労までの平均利用者数、【就労継続支援A型】平均賃金、【就労継続支援B型】平均工賃、【就労定着支援】過去3年の職場定着率、【児童発達支援、放課後デイサービス】ガイドラインにおける自己評価の公表の有無、【地域相談支援】地域生活への移行者数 等

5. 障害福祉サービス等を利用するに当たっての利用料等に関する事項

「障害福祉サービス等給付以外のサービスに要する費用」

障害福祉サービス等情報公表制度の公表事項②

運用情報

6. 事業所等運営の状況

(1) 障害福祉サービス等の内容に関する事項

- 障害福祉サービス等の提供開始時における利用者等に対する説明及び契約等に当たり、利用者等の権利擁護等のために講じている措置
- 利用者本位の障害福祉サービス等の質の確保のために講じている措置（「重度の肢体不自由等の常時介護を要する利用者に対するサービスの質の確保のための取組の状況」等）
- 相談、苦情等の対応のために講じている措置
- 障害福祉サービス等の内容の評価、改善等のために講じている措置（「サービスの提供状況の把握のための取組の状況」等）
- 障害福祉サービス等の質の確保、透明性の確保等のために実施している外部の者等との連携（「相談支援専門員等との連携の状況」等）

(2) 障害福祉サービス等を提供する事業所等の運営状況に関する事項

- 適切な事業運営の確保のために講じている措置
- 事業運営を行う事業所等の運営管理、業務分担、情報の共有等のために講じている措置
- 安全管理及び衛生管理のために講じている措置
- 障害福祉サービス等の質の確保のために総合的に講じている措置（「従業者等の計画的な教育、研修等の実施の状況」、「利用者等の意向等も踏まえたサービスの提供内容の改善の実施の状況」等）

(3) 障害福祉サービス等の加算状況

- 「福祉・介護職員特定処遇改善加算の職場環境等要件に係る主な取組」 等

都道府県知事が必要と認めた事項

（任意）

公表システムにおける閲覧画面(例)

事業所詳細情報

- 法人等
- 事業所等
- 従業者
- サービス内容
- 利用料等
- 事業所運営

(1)障害福祉サービス等の内容に関する事項

障害福祉サービス等の提供開始時における利用者等に対する説明及び契約等に当たり、利用者等の権利擁護等のために講じている措置

利用者等の状態に応じた当該障害福祉サービス等に係る計画を作成し、計画について利用者等の同意を取得している	<input type="radio"/> なし <input checked="" type="radio"/> あり
--	--

(具体的な方法)

障害福祉サービス等の提供開始時に利用者等に対する説明を行い、説明内容について利用者等の同意を取得している	<input type="radio"/> なし <input checked="" type="radio"/> あり
--	--

(具体的な方法)

利用者等に対して、利用者が負担する利用料に関する説明を実施している	<input type="radio"/> なし <input checked="" type="radio"/> あり
-----------------------------------	--

(具体的な方法)

利用者等に関する情報を把握し、課題を分析している	<input type="radio"/> なし <input checked="" type="radio"/> あり
--------------------------	--

(具体的な方法)

利用者本位の障害福祉サービス等の質の確保のために講じている措置

重度の肢体不自由等の常時介護を要する利用者に対する障害福祉サービス等の質の確保のための取組をしている	<input type="radio"/> なし <input checked="" type="radio"/> あり
--	--

(具体的な方法)

利用者のプライバシーの保護のための取組をしている	<input type="radio"/> なし <input checked="" type="radio"/> あり
--------------------------	--

(具体的な方法)

相談、苦情等の対応のために講じている措置

相談、苦情等の対応のための取組をしている	<input type="radio"/> なし <input checked="" type="radio"/> あり
----------------------	--

(具体的な方法)

障害福祉サービス等の内容の評価、改善等のために講じている措置

障害福祉サービス等の提供状況の把握のための取組をしている	<input type="radio"/> なし <input checked="" type="radio"/> あり
------------------------------	--

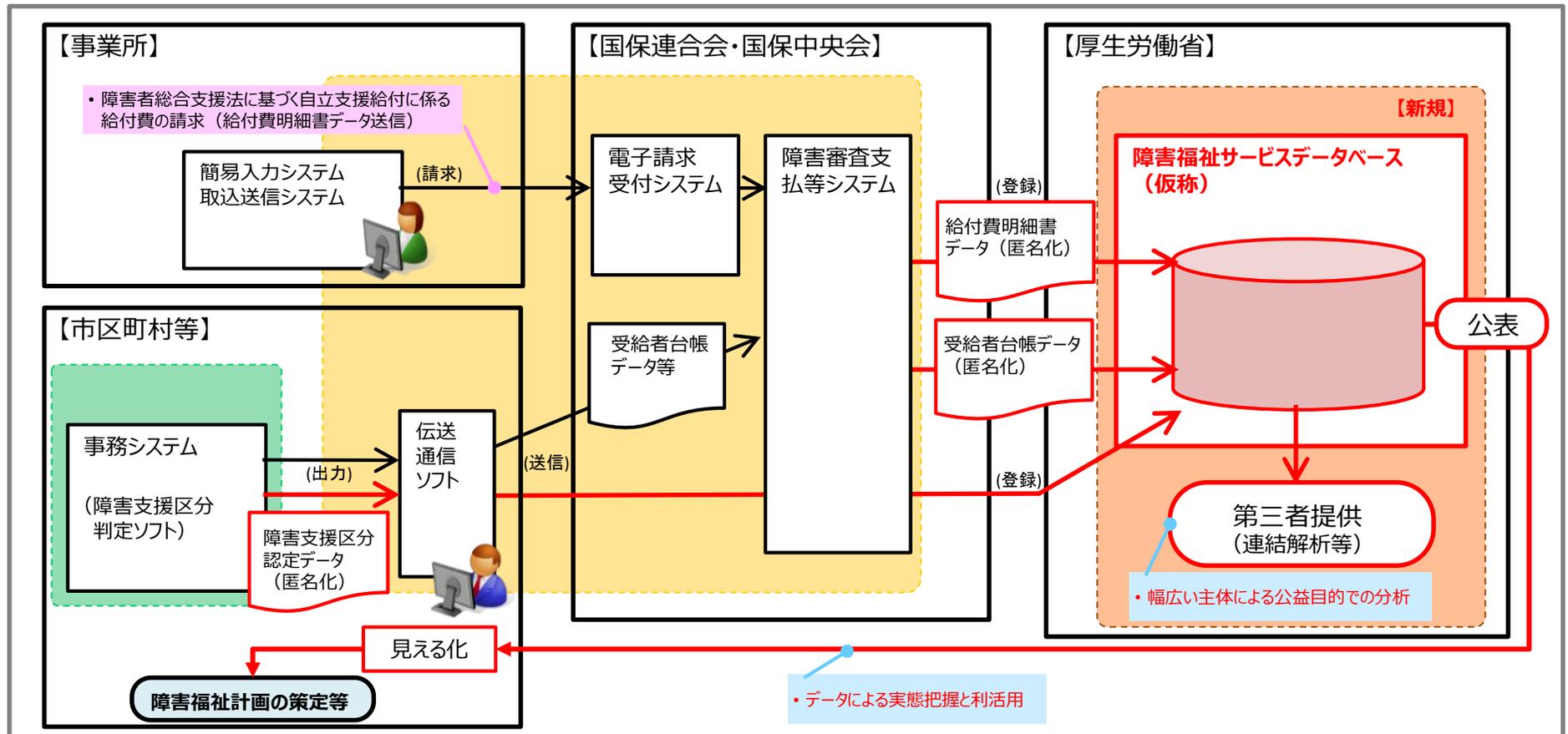
4 障害福祉分野におけるデータ基盤の整備

障害福祉分野におけるデータ基盤の整備

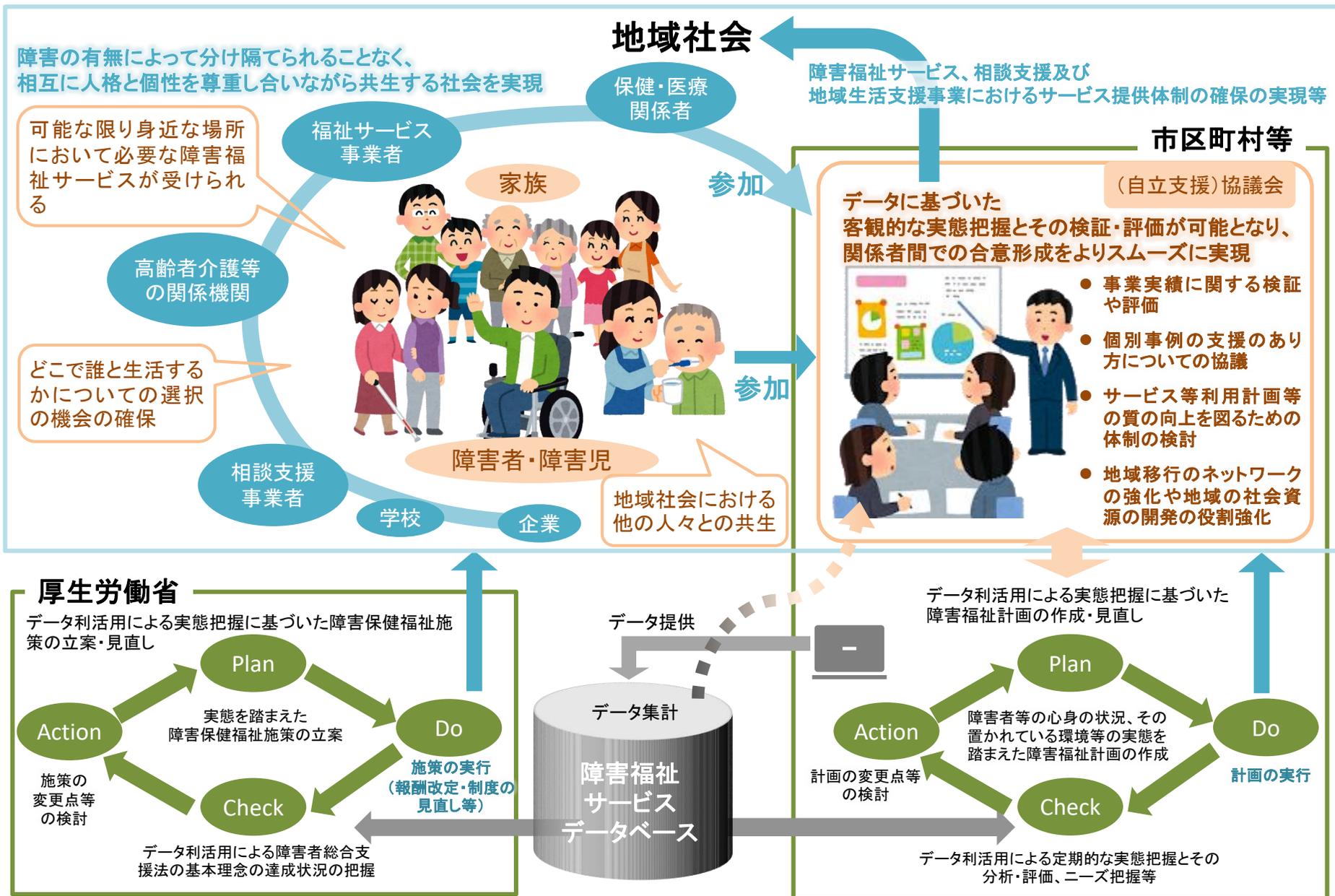
- 障害福祉分野については、医療分野や介護分野のように国が保有するデータベースがない。しかし、報酬改定や制度改正などの政策の企画立案には、データに基づいた議論が必要。
- 地域においても、障害者の心身の状況や生活実態等に応じたサービスの利用状況を紐付けて的確に把握しつつ、潜在的なニーズや将来の動向を予測することが難しい状況。
- 国が障害福祉サービス等給付費明細書等のデータを確実に収集できる仕組みが必要。

■ データベースの構築イメージ

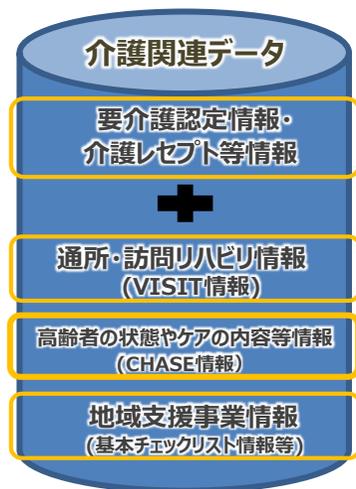
→ : 新規のデータフロー → : 既存のデータフロー



障害福祉サービスデータベースを活用した効果的なサービス提供のあり方



介護関連データベースの構成



要介護認定情報・介護レセプト等情報 (介護保険総合データベース (介護DB) として運用)

- ・ 市町村から要介護認定情報(2009年度～)、介護レセプト等情報(2012年度～)を収集。
- ・ 2018年度より介護保険法に基づきデータ提供義務化。
- ・ 2018年度に「要介護認定情報・介護レセプト等情報の提供に関するガイドライン」を発出し、データの第三者提供を開始。
- ・ 地域包括ケア「見える化」システムにも活用。

科学的介護情報システム (Long-term care Information system For Evidence ; LIFE ライフ)

- ・ 2021年度から、CHASE・VISITを一体的に運用するにあたって、科学的介護の理解と浸透を図る観点から、統一した名称を使用。

通所・訪問リハビリテーションの質の評価データ収集等事業の情報

- ・ 通称“VISIT” (monitoring & eValuation for rehabilitation Services for long-Term care)
- ・ 通所・訪問リハビリテーション事業所から、リハビリテーション計画書等の情報を収集(2017年度～)。
- ・ 2018年度介護報酬改定で、データ提出を評価するリハビリマネジメント加算 (IV) を新設。
- ・ 利用者単位のフィードバックに加えて、2019年3月より事業所単位でのフィードバックを開始。

【VISITへの登録数】(令和3年2月末時点)

- ・ 登録事業所数：796事業所
- ・ 登録利用者数：33,662人

上記を補完する高齢者の状態・ケアの内容等の情報

- ・ 通称“CHASE” (Care, HeAlth Status & Events)
- ・ 「科学的裏付けに基づく介護に係る検討会」において具体的な内容を検討し、2018年3月の中間報告で、データベースに用いる初期項目(265項目)を選定。
- ・ 2019年3月より検討会を再開し、収集項目の整理等について再検討を行い、2019年7月の取りまとめで、基本的な項目(30項目)を選定。
- ・ 2019年度にシステムの開発を行い、2020年度から運用を開始。

【CHASEへの登録数】(令和3年2月末時点)

- ・ 登録事業所数：5,585事業所
- ・ 登録利用者数：60,014人

地域支援事業の利用者に関する情報

- ・ 市町村が保有する介護予防・日常生活支援総合事業の基本チェックリスト(現在、総合事業の対象者の該当性を判断するために用いているもの。)の情報等を想定。
- ・ 具体的な内容としては、「階段を手すりや壁をつたわずに上っていますか」、「口の渇きが気になりますか」、「今日が何月何日かわからない時がありますか」等の25の質問に対する二択の回答。

(参考) 介護DB関係の規定

- 介護保険総合データベースにおいては、介護保険法に基づき、介護保険事業計画の作成、実施及び評価等に資するため、次のような規定等が定められており、当該規定は以下のとおりである。
 - ①市町村は国に対し介護給付費等の情報を提供しなければならないこと
 - ②相当の公益性を有する研究等を行う自治体・研究者・民間事業者等の幅広い主体に対して、匿名化された介護保険等関連情報を提供することができること

○介護保険法（平成9年法律第123号）

（市町村介護保険事業計画の作成等のための調査及び分析等）

第118条の2 厚生労働大臣は、市町村介護保険事業計画及び都道府県介護保険事業支援計画の作成、実施及び評価並びに国民の健康の保持増進及びその有する能力の維持向上に資するため、次に掲げる事項に関する情報（以下「介護保険等関連情報」という。）のうち、第一号及び第二号に掲げる事項について調査及び分析を行い、その結果を公表するものとともに、第三号及び第四号に掲げる事項について調査及び分析を行い、その結果を公表するよう努めるものとする。

- 一 介護給付等に要する費用の額に関する地域別、年齢別又は要介護認定及び要支援認定別の状況その他の厚生労働省令で定める事項
- 二 被保険者の要介護認定及び要支援認定における調査に関する状況その他の厚生労働省令で定める事項
- 三・四 （略）

2 市町村は、厚生労働大臣に対し、前項第一号及び第二号に掲げる事項に関する情報を、厚生労働省令で定める方法により提供しなければならない。

3 厚生労働大臣は、必要があると認めるときは、都道府県、市町村、介護サービス事業者及び特定介護予防・日常生活支援総合事業を行う者に対し、介護保険等関連情報を、厚生労働省令で定める方法により提供するように求めることができる。

（国民の保健医療の向上及び福祉の増進のための匿名介護保険等関連情報の利用又は提供）

第118条の3 厚生労働大臣は、国民の保健医療の向上及び福祉の増進に資するため、匿名介護保険等関連情報（介護保険等関連情報に係る特定の被保険者その他の厚生労働省令で定める者（次条において「本人」という。）を識別すること及びその作成に用いる介護保険等関連情報を復元することができないようにするために厚生労働省令で定める基準に従い加工した介護保険等関連情報をいう。以下同じ。）を利用し、又は厚生労働省令で定めるところにより、次の各号に掲げる者であって、匿名介護保険等関連情報の提供を受けて行うことについて相当の公益性を有すると認められる業務としてそれぞれ当該各号に定めるものを行うものに提供することができる。

- 一 国の他の行政機関及び地方公共団体 保険給付に係る保健医療サービス及び福祉サービスに関する施策、要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止のための施策並びに地域における自立した日常生活の支援のための施策の企画及び立案に関する調査
- 二 大学その他の研究機関 国民の健康の保持増進及びその有する能力の維持向上並びに介護保険事業に関する研究
- 三 民間事業者その他の厚生労働省令で定める者 介護分野の調査研究に関する分析その他の厚生労働省令で定める業務（特定の商品又は役務の広告又は宣伝に利用するために行うものを除く。）

2 厚生労働大臣は、前項の規定による利用又は提供を行う場合には、当該匿名介護保険等関連情報を高齢者の医療の確保に関する法律第十六条の二第一項に規定する匿名医療保険等関連情報その他の厚生労働省令で定めるものと連結して利用し、又は連結して利用することができる状態を提供することができる。

3 （略）

5 実地指導・監査の強化

「障害者総合支援法改正法施行後3年の見直しについて」中間整理(令和3年12月16日) における実地指導監査の強化について

障害保健福祉主管課長会議<令和4年3月 監査指導室>より抜粋

平成30年4月に施行された障害者総合支援法改正法の3年後見直し規定を踏まえ、令和3年3月以降、社会保障審議会障害者部会において議論を開始し、令和3年9月6日の障害者部会では、障害福祉サービス等の質の確保・向上等について実地指導監査を含む議論が行われ、昨年12月に中間整理を行ったところである。

この整理のうち、実地指導監査の強化では、

- ・ 障害福祉サービス等の質・適正な給付を担保する仕組みとして、障害者総合支援法に基づく国や都道府県等による調査の権限が規定されているが、障害福祉サービス等の利用者や事業所の増加に伴い、事業所の指導監督等の業務が増加し、十分な指導監督が実施できていないため、都道府県等に対する支援を検討する必要がある。
- ・ このため、実地指導・監査の機能についても、その他の質の向上に係る取組と合わせて強化するため、不適切な事業所が多いサービス等の実地指導・監査を重点実施するとともに、都道府県等監査担当職員と専門家の連携など各都道府県等の実地指導・監査の取組好事例や指導監査マニュアル作成等の実施を検討する必要がある。

となっている。

障害者部会で検討した論点のうち、一定の方向性を得るに至った障害児支援に関する論点以外については、引き続き検討を深め、令和4年半ばまでを目途に、最終的な報告書を取りまとめる予定であるが、実地指導監査の強化については、取組好事例の収集など先行して実施できるものから順次進めていくので、調査研究の実施等にご協力をお願いしたい。